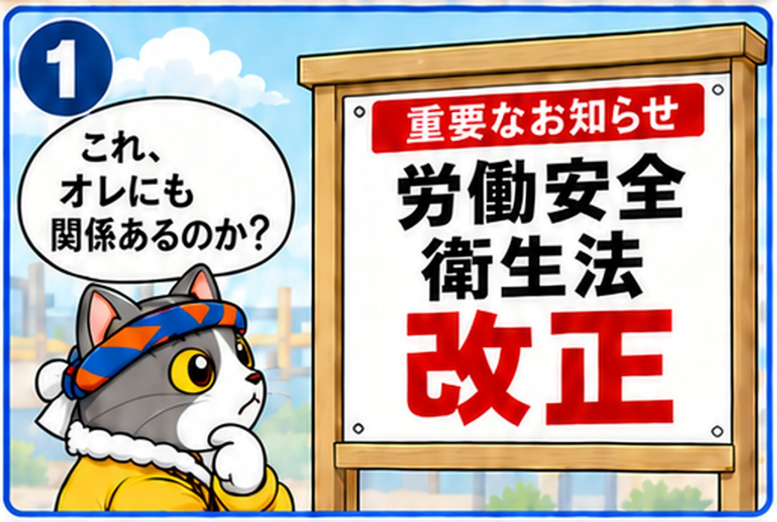
重要なお知らせ

安衛法改正、令和9年1月から順次

あなたにも関係あります!!

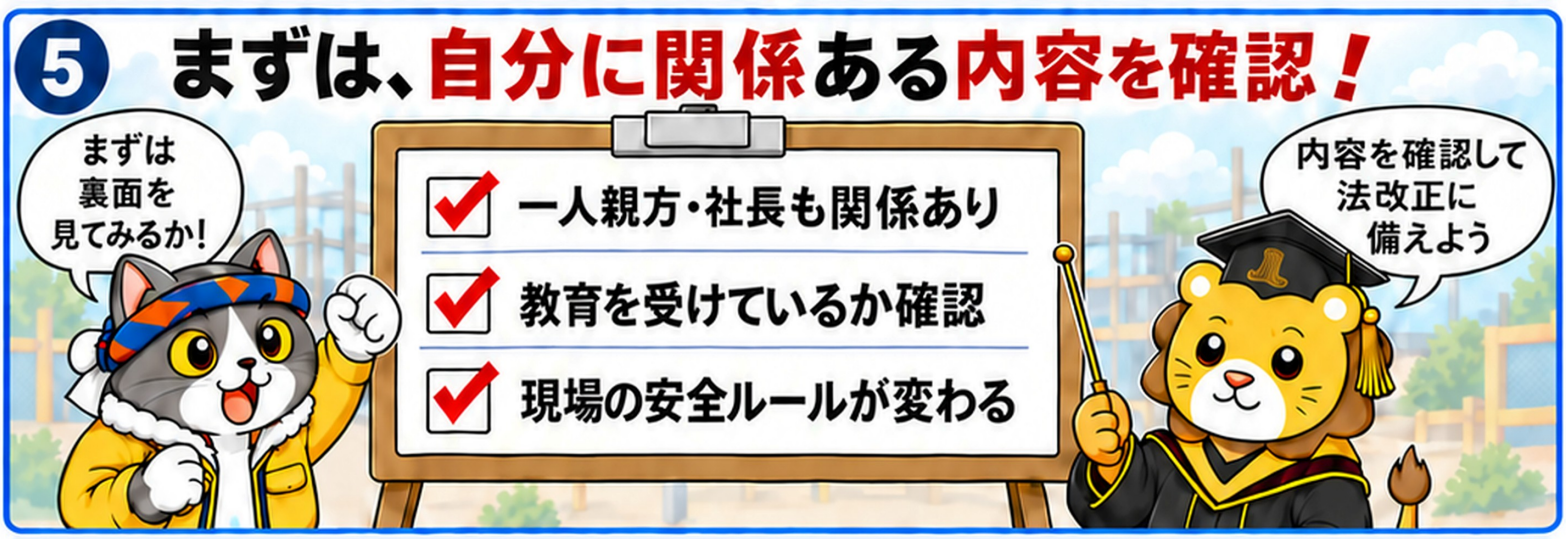
一人親方・社長も、現場の安全ルールを確認











一般社団法人　宮城県建設職組合連合会

何を確認すればいい？

何を確認すればいい？

現場では、“災害報告と安全”の2つで考えると分かりやすいよ

一人親方・社長・個人事業者向け

今のうちに確認したいポイント

1 自分も安衛法改正の対象？

これまで 労働者中心



これから 現場で働く人全体へ



“社長だから対象外”ってわけじゃないのか？

立場ではなく現場でどんな作業をしているかで決まるんだ



2 令和9年1月から　ケガをした時の報告も変わる

一人親方・社長本人のケガも報告対象に。

「自分のケガだから報告しない」はNGです

① ケガをした



② 元請・現場責任者に言う



③ スマホ等で労基署に報告



3 令和9年4月から 3つの改正ポイント　現場の安全ルールが変わる

① 危険な作業には特別教育が必要

街場の現場でも例外なし。



足場、フルハーネス、丸ノコなどの作業に必要な特別教育が、一人親方や事業主も必須になります。今後は違反になり、現場での作業ができなくなる可能性もあります。

② 現場全体の安全確認

機械業者が入る現場では、元請や現場を管理する事業者は、作業がぶつからないように連絡調整し、現場全体の安全を確認する必要があります。



③ 機械の安全確保

現場で借りる機械などについても、作業前の点検を労働者と同じように行うことが義務付けられます。



安衛法改正まとめ

これからは、
一人親方だから、
個人事業主だから、
では済まされません

- ☑ 一人親方や個人事業主も、現場で危険な作業をするなら**特別教育の受講が必要**
- ☑ 全体の**安全調整を行う責任**が強化されます
- ☑ 法律で守られるだけでなく、**守るための義務**も発生する